



# 消費生活サポーターだより No.68

令和6年11月

長野県消費生活サポーターの皆様、こんにちは。落ち葉が舞い散り冬の到来を身近に感じる頃になりましたが、いかがお過ごしでしょうか。今月は、「海産物の購入を強引に勧める電話に注意！」等を掲載しました。皆様の活動の参考にご覧ください。

## 知っておきたい役立つ情報 ～消費者トラブル～



### ◎海産物の購入を強引に勧める電話に注意！

海産物の電話勧誘トラブルに関する相談が、全国の消費生活センターに寄せられています。カニなどの海産物を購入する機会が増える年末にかけて、こうしたトラブルが増加する可能性がありますので、特に注意してください。



#### 【相談事例】

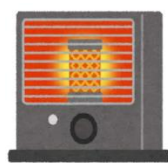
海産物事業者から以前購入してもらった方に案内していると電話があった。しかし、当該事業者から購入したことは無い。冷凍庫もいっぱいなので結構ですと断ったが、売れないと倒産すると強引に勧誘してくる。何度も断っているにもかかわらず、来月に届けると言われ一方的に電話を切られた。事業者名も連絡先も分からないが、もし届いたらどうしたらよいか。

#### トラブルにあわないために

- ▶不要である場合には、きっぱりと断りましょう。断ったにもかかわらず、一方的に代引配達で商品が届いたら受け取りを拒否しましょう。
- ▶代金を支払い商品を受け取ってしまった場合でも、事業者に対し返金を求めることができます。
- ▶事業者からの電話勧誘で契約をしたときは、クーリング・オフができます。
- ▶相手の説明に不信感や疑問を抱いたら、最寄りの消費生活センターや警察に相談しましょう。

### ◎シーズン初めの石油ストーブ安全大作戦～5つのポイントで火事を防ごう！～

部屋を暖かく快適にしてくれる石油ストーブ及び石油ファンヒーター(以下、「石油ストーブ等」)ですが、事故がシーズン初めの毎年11月頃から多く発生しています。使い始めのこの季節こそ、使用前の5つのチェックポイントを確認し、正しい使い方を身に付けて事故を防ぎましょう。



石油ストーブ



石油ファンヒーター

(消費者庁イラスト集より)

#### 石油ストーブ等を使用する前の5つのチェックポイント

1. ほこりがたまっていれば取り除く。
2. 耐震自動消火装置が正しく作動することを確認する。さらに、石油ストーブの場合は、燃焼筒が正しく取り付けられていることを確認する。
3. 燃料は新しい灯油を使い、昨シーズンの灯油は使わない。ガソリンの誤給油を防ぐための対策を徹底する。
4. カートリッジタンクの給油口蓋が確実に閉まっていること、漏れがないことを確認する。 リンク先 QR コード
5. 機器と周囲の壁や可燃物との十分な距離が確保できていることを確認する。

※石油ストーブ等の安全使用については消費者庁ホームページをご覧ください。

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_safety/caution/caution\\_072](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_072)



## 知っていますか？ ～物流の 2024 年問題～

### ◎取り組みも、再配達削減！！

私たちの生活に不可欠な社会インフラである「物流」、その物流を支えるトラックドライバーの方々の働き方改革が今年から進められております。その一方で、何も対策を講じなければ、今のように荷物を運べなくなり、物流が停滞しかねなくなるという、いわゆる「物流の 2024 年問題」に直面しています。

こうした中、再配達はドライバー不足の深刻化や環境面の負荷増などの社会問題を引き起こす要因の一つになっております。この状況を改善するため、物流の繁忙期である年末年始においては、特に再配達の削減に向けて、「宅配便を利用するときのアクション」を参考にした取組への皆様のご理解とご協力をお願いします。



(出典：国土交通省ウェブサイト ([https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/re\\_delivery\\_reduce\\_pr.html](https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/re_delivery_reduce_pr.html)))



リンク先 QR コード

### 長野県からのお知らせ

### ◎LINE 相談窓口「消費生活相談@長野県」を開設しました！

長野県では商品やサービスの契約トラブルなどに関する相談を、LINE チャットで受付や対応する窓口を令和 6 年 10 月 21 日から開設しました。「商品やサービスの契約で事業者とトラブルになった」「製品を使ってけがをした」など、消費生活に関する事業者とのトラブルに関する相談に対応し、消費生活相談員が、事業者との自主交渉の方法や具体的な解決策などを助言します。詳細については下記長野県ホームページをご覧ください。

○長野県ホームページ

<https://www.nagano-shohi.net/linesoudan/>



リンク先 QR コード



長野県 LINE 公式アカウント  
「消費生活相談@長野県」

### ◎令和 6 年度長野県消費者大学（オンライン講座）受講者募集中です！

長野県では、「令和 6 年度長野県消費者大学」を開催します。消費生活に関する基礎的な知識から最新の情報までを連続講座形式で幅広く、オンラインで手軽に学ぶことができます。

サポーターの皆様には過去に受講済みの方も多いと思いますが、忘れがちな基礎知識の復習や、最近の消費者問題を踏まえた知識のアップデートにもご利用いただけます。

**※オンデマンド再生による受講が可能のため、開講後も当面の間受講登録を受付いたします。**

・申し込みは 11 月末頃まで。（途中終了の可能性あります）

・オンデマンド受講は 12 月下旬に終了しますのでご注意ください。

○申し込み方法 下記のグーグルフォーム（申し込みフォーム）からお申し込みください。

<https://forms.gle/6ed7vUicyWARjAyy7>

○消費者庁「一方的に送り付けられた商品は直ちに処分可能に！！」



リンク先 QR コード

### 添付資料



しあわせ信州

長野県 暮らし安全・消費生活課 相談啓発係 担当：宮坂

電話：026-235-7286 FAX:026-235-7374

Eメール：[kurashi-shohi@pref.nagano.lg.jp](mailto:kurashi-shohi@pref.nagano.lg.jp)

発行 長野県 県民文化部 暮らし安全・消費生活課



長野県消費者啓発防止啓発キャラクター  
もシカっち